

活動規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「お茶の間哲学亭 あにまんま」と称する。

(事務局所在地)

第2条 本会の事務局を新潟県新潟市西蒲区岩室温泉 166-2 に置く。

(目的)

第3条 本団体は、一般に経済動物として飼育され、消費されている動物たちとの交流を通じて、命の重みや「生かされている」ということについて深く考え、対話する機会を創出することを目指す。また、若い世代が、これからの畜産の在り方や、動物と人とのかかわり方を日常的に考えることができる場所づくりを行い、畜産に対する認知拡大や、それを通じて食や命について考える重要性を啓発することを目標とする。さらには、動物の飼育やかれらとの交流によって、コミュニケーションの土台となる「共感力」や、相手の立場に立って考える「想像力」を涵養し、他者のニーズをくみ取るための「観察眼」を養い、身に着けてもらうことを目指す。

(活動内容)

第4条 ①畜産業

:毎日の世話、飼育環境の整備、生産物の販売(活動費の工面) 等

②教育活動

:動物交流セミナー、哲学カフェ、小学校への出張授業、滞在型飼育体験 等

③文筆業

: 教材作成、団体通信の作成 等

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の趣旨を理解し、協力したいと思いかつ、 上記活動に関して何らかの具体的な協力ができる人。1年以上、本会との連絡が絶えた場合、退会したものとみなす。

(賛助会員)

第6条 本会の趣旨に同意し、年3000円の会費を納めた人。具体的な活動に参加する ことは必要条件ではないが、賛助会員が具体的な活動に参加することは妨げな い。

第3章 役員

(役員)

第7条 代表1名、会計1名、会計監査1名をおく。

賛助会員が3名以下、年間寄付金額が50万円以下の場合、代表が会計を兼ねることができる。会計監査は非会員、非賛助会員に委託する。

(役員の改選)

第8条 会員数が30名を超え、かつ賛助会員が5名以上になったら、1年に1回総会で、 役員の改選について討議し、総会の決議に基づいて会長、会計、会計監査各1名 を決定する。再任は妨げない。

(役員の解任)

第9条 役員が規約に違反したり、本会の趣旨に反する行為を行ったりした場合は、総 会の決議により解任することができる。

第4章 総会及び実行委員会

(会議)

- 第10条 本団体に、次の会議を置く。
 - 1) 総会
 - 2) 実行委員会

(総会開催要件)

- 第 11 条 会員数が 30 名を超え、かつ賛助会員が 4 名以上になったら、1 年に 1 回総会を 開催する。
- 第12条 代表が必要と判断した場合、臨時に開催することを妨げない。

(総会議決定数)

- 第13条 会員・賛助会員の7割の出席により、総会の議決が成立する。欠席者は委任状の提出により、出席とみなされる。
- 第14条 議決は会員・賛助会員の多数決による。

(総会付議事項)

- 第15条 総会に付議する事項は次の通りである。
 - 1) 活動計画及び予算決定に関する事項
 - 2) 活動報告及び決算報告に関する事項
 - 3) その他運営に関する重要な事項

(実行委員会開催要件)

第16条 本会の目的に沿った個別の活動ごとに、会員からなる実行委員会を置くこができる。

(実行委員会の権限)

第 17条 本会の目的に沿った個別の活動に限り、当該活動に参加する会員が話し合って、 必要な決定をすることができる。

第5章 会計

(会計)

第 18 条 会の運営にかかる費用は、賛助会員による会費と寄付、その他の収入をもって あてる。

(会費)

第19条 会員は無償で労働力を提供することで、会費は免除される。 賛助会員の会費は1年3000円とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

(細則の制定)

第21条 本規約施行のため必要な細則は、総会の決議を経て決定される。

(規約の改廃)

第22条 本規約の改廃については、総会の議決を経て決定される。

附則

この規約は令和6年4月1日より施行する。ただし、会員・賛助会員が規定の数に達した ら、速やかに総会を行い、本規約の改廃について討議する。